用語の解説

# 農林業経営体調査（農業経営体、林業経営体）

## １　農林業経営体

**農林業経営体**

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1)　経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業

(2)　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

| | |
|---|---|
| ①露地野菜作付面積 | 15　a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350　㎡ |
| ③果樹栽培面積 | 10　a |
| ④露地花き栽培面積 | 10　a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250　㎡ |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1　頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1　頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15　頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150　羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000　羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

(3)　権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が３ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前５年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4)　農作業の受託の事業

(5)　委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前１年間に200㎥以上の素材を生産した者に限る。）

**農業経営体**

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

**林業経営体**

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

**個人経営体**

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

**団体経営体**

個人経営体以外の経営体をいう。

## ２　組織形態別

| | |
|---|---|
| 法人化している経営体<br>（法人経営体） | 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。 |
| 農事組合法人 | 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。 |
| 会社 | 次のいずれかに該当するものをいう。 |
| 株式会社 | 会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。 |
| 合名・合資会社 | 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 合同会社 | 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 相互会社 | 保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。 |
| 各種団体 | 次のいずれかに該当するものをいう。 |
| 農協 | 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。 |
| 森林組合 | 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。 |
| その他の各種団体 | 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第３セクター）もここに含める。 |
| その他の法人 | 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、ＮＰＯ法人などが該当する。 |
| 地方公共団体・財産区 | 地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。<br>財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。 |
| 任意団体 | 法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。 |

## ３　労働力等

| | |
|---|---|
| 経営主 | 農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。 |
| 世帯員 | 原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。<br>また、住み込みの雇人も除く。 |
| 役員・構成員 | 役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。<br>構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。<br>なお、役員会に出席するだけの者は含まない。 |
| 後継者 | 農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。 |
| 親族 | 経営主の３親等内（１親等：父、母、子　２親等：祖父母、孫、兄弟姉妹　３親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。 |
| 親族以外の経営内部の人材 | 農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。 |
| 経営外部の人材 | 上記以外の者をいう。 |
| 雇用者 | 農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。 |
| 常雇い | あらかじめ、年間７か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。<br>年間７か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。 |
| 臨時雇い | 「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。<br>なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。<br>また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として７か月以上の契約で雇った人が７か月未満で辞めた場合を含む。 |

## ４　土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

**経営耕地の取扱い方**

(1)　他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。

(2)　請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。

(3)　耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

(4)　委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

(5)　調査期日前１年間に１作しか行われなかった耕地で、その１作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

(6)　共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

(7)　協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。

(8)　他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

**耕地の取扱い方**

(1)　耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の２割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。

(2)　災害や労力の都合などで調査期日前１年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはし

なかった。

(3)　新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに１回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

(4)　宅地内でも１ａ以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

(5)　ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。

(6)　普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

(7)　堤防と河川･湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

(8)　植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

(9)　肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1)　陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稲を作っている土地）も田とした。

(2)　ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稲を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

| | |
|---|---|
| 樹園地 | 木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが１ａ以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。<br>花木類などを５年以上栽培している土地もここに含めた。<br>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。 |
| 畑のうち牧草専用地 | 牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。<br>(1)　牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。<br>(2)　草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。<br>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。 |
| 借入耕地 | 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。 |
| 貸付耕地 | 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。 |
| 所有耕地 | 自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。 |
| 耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地 | 保有又は借り入れている山林、原野等で、過去１年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。 |
| 施設園芸に利用したハウス・ガラス室 | ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含めない。）。<br>ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。<br>ただし、水稲の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。 |
| 加温温室 | 過去１年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。 |

## ５　農業経営組織別

| | |
|---|---|
| 単一経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が８割以上の経営体をいう。 |
| 準単一複合経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が６割以上８割未満の経営体をいう。 |

| | |
|---|---|
| 複合経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が６割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。 |

## ６　農業生産

### (1)　販売目的の作物

| | |
|---|---|
| 販売目的の作物 | 販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。<br>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。 |
| 作付面積 | は種又は植付けしてからおおむね１年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。 |
| 栽培面積 | 一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。 |

### (2)　販売目的の家畜

| | |
|---|---|
| 乳用牛 | 現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。<br>なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（１週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。 |
| 肉用牛 | 肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。<br>乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。 |
| 和牛と乳用種の交雑種 | 乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるＦ１牛をいう。<br>なお、Ｆ１牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたＦ１クロス牛も含む。 |
| 豚 | 自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している６か月齢以上のめす豚をいう。 |
| 採卵鶏 | 卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。<br>種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。<br>なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。 |
| ブロイラー | 当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後３か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。<br>肉用種、卵用種は問わない。 |

## 7　農産物の販売

| | |
|---|---|
| 農産物販売金額 | 肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。 |

## 8　農作業の受託

| | |
|---|---|
| 農作業の受託 | 農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。 |

## 9　農業生産関連事業

| | |
|---|---|
| 農業生産関連事業 | 自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。 |
| 農産物の加工 | 販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。 |
| 小売業 | 自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。<br>なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。 |
| 観光農園 | 観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。 |
| 貸農園・体験農園など | 所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。<br>なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。 |
| 農家民宿 | 農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |
| 農家レストラン | 農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |

| | |
|---|---|
| 再生可能エネルギー発電 | 農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。 |

## 10　農業経営の取組

| | |
|---|---|
| 青色申告 | 不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。 |
| 正規の簿記 | 損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。 |
| 簡易簿記 | 「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。 |
| 現金主義 | 現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。 |
| 有機農業 | 化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。<br>なお、以下の取組については有機農業に該当しない。<br>(1)　化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」<br>(2)　化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合 |
| 農業経営を行うためにデータを活用 | 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。 |
| 気象・市況等のデータを見て農業 | 新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。 |
| 農作業履歴等のデータをパソコン等で記録 | パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。 |
| 機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析 | 土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。 |

| | |
|---|---|
| データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用 | データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。<br>(1)　営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。<br>(2)　可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。<br>(3)　普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。 |

## 11　個人経営体

### (1)　農業所得依存度別（旧主副業別）

| | |
|---|---|
| 農業所得主経営体 | 世帯所得の50％以上が農業所得である個人経営体をいう。 |
| 農外所得主経営体 | 世帯所得の50％未満が農業所得である個人経営体をいう。 |
| 主業経営体 | 農業所得が主（世帯所得の50％以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。 |
| 準主業経営体 | 農外所得が主（世帯所得の50％未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。 |
| 副業的経営体 | 調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。 |

### (2)　農業従事者等

| | |
|---|---|
| 基幹的農業従事者 | 自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。 |
| 農業専従者 | 調査期日前１年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。 |

## 12　総農家等

| | |
|---|---|
| 農家 | 調査期日現在で、経営耕地面積が10ａ以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10ａ未満であっても、調査期日前１年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。<br>なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。 |

| | |
|---|---|
| 販売農家 | 経営耕地面積が30ａ以上又は調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。 |
| 自給的農家 | 経営耕地面積が30ａ未満かつ調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。 |

## 13　林業経営体

### (1)　山林及び林業作業

| | |
|---|---|
| 所有山林 | 実際に所有している山林をいう。<br>なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。<br>また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。 |
| 貸付山林 | 所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。 |
| 借入山林 | 山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。<br>また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。 |
| 保有山林 | 自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。<br>保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林 |
| 他に作業・管理を任せている山林 | 保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。<br>ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。 |
| 他から作業・管理を任されている山林 | 保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。<br>ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。 |
| 植林 | 山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などをすることをいう。 |
| 下刈りなど | 林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。<br>なお、作業を年２回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。 |
| 間伐 | 林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。<br>このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。 |
| 主伐 | 一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の |

| | |
|---|---|
| | 伐採は含まない。）することをいう。<br>なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。 |

(2) 素材生産

| | |
|---|---|
| 素材生産量 | 素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。<br>素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル(m3)単位で表示する。 |
| 立木買いによる素材生産 | 立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。 |

(3) 林産物の販売

| | |
|---|---|
| 林産物販売金額 | 過去１年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。 |
| 用材 | 樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。 |
| 立木で | 立木のまま販売したものをいう。 |
| 素材で | 立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。 |
| ほだ木用原木 | 保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。 |
| 特用林産物 | 保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。<br>主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。 |